

■ 書 評

マルティン・イエニッケ，ヘルムートヴァイトナー編，長尾伸一，  
長岡延孝監訳『成功した環境政策 エコロジー的成長の条件』  
(有斐閣，1998年)

松 野 裕 (明治大学経営学部)

本書は、1993年に開かれたコンファレンス「成功した環境政策の比較」での報告をもとに、主に先進工業国での環境政策の成功例を政治学的に分析し、その原因を明らかにしようとしたM. Janicke, H. Weidner編(1995)『Successful Environmental Policy』の抄訳である。原著のイントロダクションと、原著に含まれた24の事例報告のうち編者のイエニッケが推薦する8つの報告とが訳出され、それぞれ本書の1章、3章～10章になっている。また、イエニッケらの代表的な研究が訳出され2章となっている。そして、それらの前に訳者解説が置かれている。この書評においては、2章について簡単に触れた後、個別の事例報告である3章から10章をそれぞれ簡単にまとめて、コメントし、“イントロダクション”と称しつつも全体のまとめになっている1章の主張を検討することにする。本書は政治学の立場からまとめられたものだが、この書評では環境経済学を専門とするものの立場から評価をする。

原著には含まれていない2章においては、大まかな統計を用いた国際的な比較研究の結果、日本だけが産業政策を環境志向に転換させ、汚染産業部門を意図的に縮小させた、というかなり強い主張がなされている(この主張は1章でも引用される)。しかし、当該政策がその現象を引き起こしたという証明はなされておらず、この章の主張には無理があると思われた。以下、3章から8章について述べる。

「第3章 オランダ排水課徴金の効果」

(内容) 1975年から80年にかけて、オランダの

産業排水による汚染がかなり減少した。この原因に関して、汚染の減少量とさまざまな要因との相関を調べた。その結果、この減少は、汚染削減を意図した「直接規制」ではなく、下水処理施設の財源確保のために導入された「排水課徴金」の結果であるといえる。

(評) 経済学的に見て正当と思われる比較が行われておらず、ここに与えられた情報だけでは、すぐに受け入れるのは危険であるように思われた。

「第4章 スウェーデンにおける市町村の下水処理」

(内容) スウェーデンの下水処理場から排出される水の水質は1960年代後半以降急激に改善された。汚染排出量と補助金額の経年変化を比較するなどした結果、この改善には、厳しい直接規制を背景として、中央政府から市町村に交付された下水処理場への投資に対する補助金が大きな影響を与えたといえる。

(評) 直接規制なしの補助金では投資は少ないであろうから、著者の強調する方向と違って、直接規制が主で補助金が従だというべきではなかろうか。

「第5章 日本における煤煙発生施設からの二酸化イオウと二酸化窒素の排出削減」

(内容) 日本では1970年代初頭以降、固定発生源からのSO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>の排出は急激に削減された。削減実績と様々な制度の創設・変化の経緯などを関連づけて検討した。その結果、総量規制、硫黄排出規制、地方の公害防止計画、地方の徴調整、補償制度のSO<sub>x</sub>課徴金、などが有効であ

ったといえる。また、それらの手段には相互依存関係が存在するため、どれか一つだけが成功したということはいえない。

(評) 定量的な厳格な分析はないものの、全体としてバランスのとれた研究であると思われる。ただ、産業政策の影響力の程度など、2章と同様、必ずしも説得的でない点もある。

「第6章 ドイツ連邦共和国における大規模燃焼施設の排出ガス削減」

(内容) ドイツでは1980年代に大気汚染が急激に改善された。汚染物質の排出量の変化、排出基準値とその達成に必要な技術との関係などを検討した結果、この改善は、「森の死」による世論の高まりを背景に、1983年に施行された大規模燃焼施設規制令に基づく、任意協定、自発的な責任負担、経済インセンティブを絡めた指令統制型政策手段によるものであるといえる。

(評) 排出基準の適用対象が広がり、また、厳しくなった、ことにより排出が減る、というのは、ごく自然な結果に思える。任意協定、自発的な責任負担と呼ばれるものの中身、および指令統制型手段との関係をもっと説明してほしい。

「第7章 EC環境政策の驚異的な成功例—1989年の小型車排気ガス指令」

(内容) 1989年に導入されたECの小型車指令は、厳しい排気ガス基準（米国83年基準、日本76年基準）を課し、その結果、1993年以降の新車は三元触媒装置の装備が義務づけられ、排気ガス量はかなり削減されると期待される。導入までの政治的な紆余曲折を検討した結果、この義務化は、環境問題への関心の高まり、補助金政策による触媒車の需要増加、自動車産業の態度軟化、などなどの多くの要因が偶然に組みあわさった結果であるといえる。

(評) 著者は偶然と言うが、これらの要因を並べると、とても関連が深く、偶然の一致であるという著者の分析は誤りと思われる。

「第8章 カリフォルニアでの省エネルギー政策と環境保護」

(内容) 米国カリフォルニア州では1970年代～80年代の期間、経済成長に対してエネルギー消費量の伸びは低く抑えられた。これは、環境問題に関する意識変化を背景として、政策的には、1970年代半ばの州の電気料金適正化制度(ERAM)による電力会社の利益と売上の分離、1978年の連邦発電規制法(PURPA)の立法による電力市場の開放、などによると考えられる。

(評) 環境保護団体と企業との関係の変化など、興味深い分析もあるのだが、結局、肝腎のエネルギー需要の抑制に何がどのように効いたのかの分析がない。

「第9章 スイスのチバ株式会社の『環境にやさしい経営』」

(内容) スイスに本社のある製薬・化学会社のチバ社の重役および社員とのインタビューの結果、同社は1980年代半ば以降、環境志向型経営を進めている。これらの変化の決定的契機となったのは、1986年にバーゼルの工場で起きた事故である。

(評) 環境志向型経営の成果が実証的に十分に示されておらず不満が残る。

「第10章 オゾン層を保護するための国際的取組」

(内容) 問題物質の生産量と、各国政府および各国産業界をアクターとする国際政治の動きを関連づけて分析した。フロンの生産量は増加、減少、増加と変化した後87年以後急減している。これら変化の要因は、用途毎の使用禁止や利用の増加、製造と消費の削減を義務づけた議定書の調印、などである。また、規制措置の導入と代替フロンの開発は互いに促進しあった。

(評) 規制措置がとられると排出量は減る、というわかりやすい内容である。規制措置の国際的導入という点で、気候変動問題と比較すると興味深いと思われる。

「第1章 成功した環境政策—イントロダクション」

この章では，事例報告を総合して以下のような成果・結論を得ている。

(内容) 研究成果は，市民の意識が高いことが重要である，政党・議会は重要でないが政府は重要なアクターである，大多数の事例が指令統制型政策であり，またダイナミックな相互作用を示している，環境保護団体・技術革新的な企業が重要なアクターである，等がわかったことである。そして，結論としては，国家の衰退は起きていないこと，交渉・情報伝達・公的介入の予告，などの新しい政策的介入様式もできていること，環境保護団体などの新しいアクタ

ーは政府を補完し介入能力を拡大すること，などがいえる。

(1章および全体の評) あまり厳格な分析は行われぬまま疑問に思える強い主張がなされる場面もあるが，多くの事例研究を集めることにより，机上の理論と違って現実には多様な政策手段がとられており，また，政府，企業，家計，という伝統的経済主体以外の主体を含めた方が現実をよりよく把握できるということを理解することは重要であると思われ，本書はそのことに貢献していると思う。

執筆者についての紹介があればよかった。